

市場監督管理総局による営業秘密保護規定(意見募集稿)2020年9月4日

参照サイト:http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202009/t20200904_321386.html

営業秘密保護規定(意見募集稿)2020年9月4日

仮訳

第一章 総則

第1条【立法の目的と根拠】

営業秘密を侵害する行為を制止し、営業秘密保護を強化し、営業秘密権利者と関連主体の合法的權益を保護し、研究開発とイノベーションを奨励し、公平な競争を維持し、ビジネス環境を最適化し、社会主義市場経済の健全な発展を促進するため、『中華人民共和国不正競争防止法(反不正競争法)』(以下、『不正競争防止法』と略称。)の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条【基本原則】

営業秘密の獲得、開示、使用する場合、信義誠実の原則及び商業道徳を遵守しなければならない。

第3条【適用範囲】

自然人、法人或いは非法人組織は誰でも中国の営業秘密権利者の営業秘密を侵害する行為を行った、或いは当該営業秘密侵害行為を幫助する行為を提供した場合、いずれも本規定を適用する。

第4条【業務要件】

各クラスの市場監督管理部門は、営業秘密保護に対する組織、協調、指導、監督及び法律執行業務を強化し、健全な営業秘密に対する自己保護、行政保護、司法保護の一体的な営業秘密保護体系の確立を推進し、公正な市場競争秩序を確実に維持し、良好な事業環境を構築しなければならない。

第二章 営業秘密の定義

第5条【営業秘密】

本規定でいう営業秘密とは、公衆に知られておらず、商業価値を有するとともに、権利者が相応の秘密保持措置を講じている技術情報、経営情報などの営業情報を指す。

本規定でいう技術情報は、科学技術知識、情報及び経験を利用して獲得した技術案を指し、設計、手順、方

式、製品調合、製造プロセス、製造方法、研究開発記録、実験データ、技術のコツ(訳注:狭義のノウハウ)、技術図面、プログラム仕様、コンピュータソフトウェアソースコード及び関連文書などの情報が含まれるが、これらに限られない。

本規定でいう経営情報は、権利者の経営活動に関する各種の情報を指し、管理のコツ(訳注:狭義のノウハウ)、顧客名簿、従業員情報、仕入先情報、生産販売戦略、財務データ、在庫データ、戦略計画、仕入価格、利益モデル、入札中の入札価格及び入札書の内容などの情報が含まれるが、これらに限られない。

本規定でいう営業情報は、営業活動に関するものであり、技術情報、経営情報のいかなる種類及び形式の情報が含まれるが、これらに限られない。

第6条【公衆に知られていない】

本規定でいう公衆に知られていないとは、当該情報が当業界の関係者(訳注:当業者)に通常知られていない或いは公開のルートから容易に獲得できないことを指す。

以下に掲げる情状のいずれかを有する場合、関連情報は「公衆に知られていない」を構成しないと認定することができる:

(1) 当該情報はすでに国内外の公開の出版物或いはその他のメディアにおいて公開され開示されている或いはすでに公開の報告会、展覧などの方法を通じて公開されている;

(2) 当該情報はすでに国内外で公開され使用されている;

(3) 当該情報は当業者が通常把握している常識或いは業界慣行である;

(4) 当該情報は所定の代価を払うことなく、容易に獲得できる、或いはその他の公開のルートから獲得できる;

(5) 単に製品のサイズ、構造、部品の簡単な組合せなどの内容情報だけに関連し、公開された後は関連公衆

が観察、計測、分解などの簡単な方法で獲得できる。

申立人が提出した技術新規性調査報告、検索報告、公開のルートで検索した商業情報の資料などは、事件に関する情報と実質的に同じではないため、当該情報を「公衆に知られていない」と推定することができる。但し、反証証拠がある場合を除く。

第7条【商業価値】

本規定でいう商業価値を有するとは、当該情報のその秘密性により現実的或いは潜在的に商業価値を有し、権利者に商業利益或いは競争優位をもたらすことができることを指す。

以下に掲げる情状のいずれかに該当する場合、当該情報は権利者に商業利益或いは競争優位をもたらすことができると認定することができる。但し、当該情報が商業価値を有しないことを証明する反証証拠がある場合を除く。

- (1) 当該情報が権利者に経済利益をもたらす場合；
- (2) 当該情報がその生産経営に重大な影響を及ぼす場合；
- (3) 権利者は当該情報を獲得するために、相応の支払い、研究開発コスト或いは経営コスト並びにその他の物質的投入があった場合；
- (4) 被疑権利侵害者が不正な手段で権利者の営業秘密を獲得或いは獲得しようとした場合；
- (5) 当該情報が権利者に商業利益或いは競争優位の情状をもたらすことができることのその他の証明。

第8条【相応の秘密保持措置】

本規定でいう権利者が講じる相応の秘密保持措置とは、権利者が情報漏洩を防止するために講じ、営業秘密の商業価値及び独自取得困難度などの要素に対応する、合理的かつ合目的な秘密保持措置を指す。

複数の権利者が営業秘密を共有している場合、等しく相応の秘密保持措置を講じなければならない。

以下に掲げる情状のいずれかを有し、機密情報の漏洩を防止するに足りる場合、権利者は「相応の秘密保持措置」を講じたと認定することができる：

- (1) 機密情報の機密レベル、秘密保持期限及び知り得る範囲を限定し、但し知り得る必須の関係者にその

内容を通知している場合；

- (2) 職務着任離任の面談時に、現職社員と退職社員に秘密保持義務を履行するよう注意し、警告している場合；
- (3) 当該情報のメディアに対して、暗号化、鍵、デコンパイルなどの予防措置を講じている或いは関連メディアに秘密保持マークまたは暗号化の注記をしている場合；
- (4) 機密情報にパスワードやコードなど用いている場合；
- (5) 機密の機械、工場、作業場などの場所に対して来訪者を制限し、基本的物理的隔離措置を講じて、門限、監視、権限管理などがある場合；
- (6) 相応の秘密保持管理制度を制定するとともに、関係者と秘密保持合意を締結している場合；
- (7) 競業禁止合意において秘密保持義務を明確に約定している場合；
- (8) 権利者が労務契約或いは秘密保持合意において営業秘密範囲を明確に規定するとともにその主張する秘密範囲と一致する場合；
- (9) 他人が容易に獲得できないよう機密情報を確保するその他の合理的な措置。

第9条【権利者】

本規定でいう権利者とは、法により営業秘密に対する所有権或いは使用权を享有する自然人、法人或いは非法人組織を指す。

第10条【権利の帰属】

自然人が法人或いは非法人組織の業務上の任務で完成した研究或いは開発の営業秘密は、法人或いは非法人組織が所有する。但し、当事者に別段の約定がある場合は、その約定に従うものとする。自然人が法人或いは非法人組織の業務上の任務以外で研究或いは開発した営業秘密は、当該自然人の所有に帰する。但し、その営業秘密は法人或いは非法人組織の物質的技術条件或いは経験を利用するものである場合、法人或いは非法人組織は合理的な報酬の支払い後、その業務範囲内で当該営業秘密を使用する権利を有する。

受託した研究或いは開発の営業秘密の場合、当該営業秘密の帰属は委託者と受託者が契約で約定する。約

定が未だ或いは約定が不明の場合、当該営業秘密は受託者に帰属する。但し、委託者は、その業務範囲内で当該営業秘密を使用する権利を有する。

二人以上の協力の共同研究或いは開発した営業秘密の帰属は、当事者に約定がある場合、その約定に従い、約定がない場合、協力者が共同で共有する。営業秘密を協力者で共有するときに、営業秘密の使用或いは処分について、約束がない場合、共有者全体の同意がなければならず、各共有者は正当な理由なく、同意を拒絶してはならない。

第 11 条【権利侵害者】

本規定でいう権利侵害者とは、本規定に違反し営業秘密を獲得、開示、使用する自然人、法人或いは非法人組織を指す。

第三章 営業秘密侵害行為

第 12 条【不正取得】

経営者は、窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入或いはその他の不正手段で権利者の営業秘密を獲得してはならない。これには以下が含まれるが、これらに限られない：

- (1) 営業スパイを派遣し権利者或いは所有者の営業秘密を窃盗する；
- (2) 金銭、有形或いは無形の利益の提供、高給雇用、人身脅迫、わなを仕掛けるなどの方法で権利者の従業員或いは他人を誘導、騙し、強制して営業秘密を獲得する；
- (3) 授権なく或いは授権範囲を超えて権利者の電子情報システムに入り営業秘密を獲得或いはコンピュータウイルスを仕掛けてその営業秘密を破壊する；この電子情報システムは権利者の営業秘密の保存するすべての電子媒体を指し、デジタルオフィスシステム、サーバー、メールボックス、クラウドディスク、アプリケーションアカウントなどが含まれる；
- (4) 営業秘密或いは営業秘密を導出することができる文書、物品、資料、原料或いは電子データを含む権利者がコントロールするものに勝手に接触、占有或いは複製し、権利者の営業秘密を獲得する；
- (5) その他の信義誠実の原則或いは商業道徳に違反

する不正な手段を講じて権利者の営業秘密を獲得する行為。

第 13 条【開示、使用】

経営者は、不正な手段で獲得した権利者の営業秘密を開示、使用、或いは他人に使用させてはならない。

本条にいう「開示」とは、権利者の営業秘密を公開し、権利者の競争優位を破壊或いはその経済的利益を損なう行為を指す。

本条にいう「使用」とは、権利者の営業秘密を製品設計、製品製造、マーケティング及びその改善作業、研究分析などに適用することを指す。

第 14 条【秘密保持義務と権利者の営業秘密保持に関する要求】

経営者は秘密保持義務或いは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反してはならず、その掌握した営業秘密を開示、使用、或いは他人に使用させてはならない。

本条にいう「秘密保持義務」或いは「権利者の営業秘密保持に関する要求」には、以下が含まれるが、これらに限られない：

- (1) 書面或いは口頭による明示契約或いは黙示契約などによる労務契約、秘密保持合意、協力合意などにおいて権利者と締結した営業秘密保持に関する約定；
- (2) 権利者が一方的に営業秘密を知っている保有者に対する提出要求で、契約関係を通じて当該営業秘密を知っている相手方に対する秘密保持の提出要求或いは研究開発、生産、検査などに参加することを通じて営業秘密を知っている保有者に対する秘密保持の提出要求を含むが、これらに限られない；
- (3) 秘密保持合意、労務契約、協力合意などが締結されていない状況で、権利者はその他の規則制度或いは合理的な秘密保持措置を通じて従業員、元従業員、協力者などに提出したその他の営業秘密の秘密保持の提出要求。

第 15 条【営業秘密の制限的使用義務】

経営者は、制限的に営業秘密の制限的使用義務に違反し、授権なく開示或いは使用する行為は、営業秘密を侵害する行為を構成する。

本条にいう「営業秘密の制限的使用」は、秘密保持合意、労務契約、協力合意、契約などにおいて権利者と締結した法定或いは約定された営業秘密に対する制限的使用を含むが、これらに限られない。社員或いは元社員が業務過程で形成した自身の知識、経験、技能は除く。

第16条【営業秘密侵害の教唆、誘導、幫助】

経営者は、他人を教唆、誘導、幫助し秘密保持義務に違反或いは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反してはならず、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用或いは他人に使用を許可してはならない。これには以下が含まれるが、これらに限られない：

(1)意図的な言葉遣い、行為或いはその他の方法を用い、技術的、物質的支援、或いは職位の約束、物質的奨励などの方式により他人の秘密保持義務或いは権利者の秘密保持に関する要求に違反するよう説得、助言、奨励する；

(2)各種の方式で他人の秘密保持義務に違反或いは権利者の営業秘密保持に関する要求に違反するよう便宜的条件を提供し、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用或いは他人に使用させる行為。

第17条【営業秘密の侵害と見なされる状況】

第三者が営業秘密権利者の従業員、元従業員或いはその他の単位、個人が本規定の第12条、第13条、第14条、第15条、第16条に列挙する違法行為と明らかに知り、或いは知りながら、依然として当該営業秘密を獲得、開示、使用或いは他人に使用させた場合、営業秘密侵害と見做す。

第18条【顧客名簿】

権利者は事業コストの支払いを経て、一定期間内に相対的に固定されかつ独特の取引習慣などの内容を有する顧客名簿を構築した場合、営業秘密保護を受けることができる。

前項でいう顧客名簿とは、一般に顧客の名称、住所、連絡先及び取引習慣、意向、内容などで構成される関連の公知情報とは区別される特殊な顧客情報を指し、多数の顧客を集めた名簿であり、長期的に安定した取引関係を維持する特定の顧客が含まれる。顧客は従業

員個人への信頼に基づき従業員が所在した単位と取引を行うため、当該従業員の退職後、顧客が自らの意思で自身或いはその新しい単位と取引を行うことを証明できる場合、不正な手段を講じていないと認定しなければならない。

第19条【営業秘密侵害行為の例外】

以下に掲げる行為は営業秘密侵害行為に該当しない：

(1)独自に発見或いは自ら研究開発した場合；

(2)リバースエンジニアリングなどの類似の方法で営業秘密を獲得した場合、但し営業秘密或いは製品を不正な手段で獲得、或いは秘密保持義務に違反したリバースエンジニアリングは除く；

(3)株主が法による知る権利を行使し、会社の営業秘密を獲得した場合；

(4)営業秘密権利者或いは保有者の従業員、元従業員或いは協力先は、環境保護、公共衛生、公共安全、違法犯罪行為などの公共利益或いは国家利益の必要性に基づく場合、なお、営業秘密を開示しなければならない。

前項でいうリバースエンジニアリングとは、公開のルートから取得した製品を技術的に解体、マッピング、分析など通じて当該製品に関する技術情報を獲得することである。但し、権利者或いは保有者の技術秘密に接触、理解する者が、最終製品を思い出し、分解して権利者の技術秘密を獲得する行為の場合、リバースエンジニアリングを構成しない。

開示者が上記の違法犯罪行為を関係の国家行政機関、司法機関及びその職員に告発する場合、秘密保持方式で営業秘密を含む文書或いは法律文書を提出しなければならない。

営業秘密権利者或いは保有者は、その従業員、協力者、顧問などと締結した営業秘密管理或いはその他の秘密保持情報の使用に関する契約或いは合意において、後者に対して申告免除と反復報告条項を提供しなければならない。契約或いは合意の形式には労務契約、独立請負業者契約、コンサルティング契約、クレーム契約の分離と解除、解雇契約、競業禁止契約、秘密保持

と所有権契約、従業員ハンドブックなどを含むが、これらに限られない。

第四章 被疑営業秘密侵害行為の措置

第20条【法執行機関】

営業秘密侵害行為は県クラス以上の市場監督管理部門が認定し、措置をとる。

第21条【権利者の資料提出要求】

権利者は、その営業秘密が侵害されたと認識し、市場監督管理部門に侵害行為を通報する場合、その所有する営業情報が営業秘密に適合する法定条件及びその営業秘密が侵害されたなどの証明資料を提供しなければならない。

営業秘密が法定条件に適合すると認定する資料には、以下の情状が含まれるが、これらに限られない：

- (1) 営業秘密の研究開発過程及び完成時期；
- (2) 営業秘密の媒体及び表現形式、具体的内容などが公衆に知られていないこと；
- (3) 営業秘密が商業価値を有すること；
- (4) 当該営業秘密に対して講じている秘密保持措置。

権利者が以下の資料のいずれかを提出した場合、その営業秘密が侵害されていることを合理的に示す初步的証拠がすでに提供されたと見做す：

- (1) 被疑権利侵害者には営業秘密を獲得するルートまたは機会があり、かつ被疑権利侵害者が使用した情報と権利者の営業秘密が実質的に同じであることを明らかにする証拠；
- (2) 被疑権利侵害者には営業秘密を獲得するルートまたは機会があり、かつ秘密保持施設を被疑権利侵害者が不正な手段で破壊したことを明らかにする証拠；
- (3) 営業秘密を被疑権利侵害者が開示、使用、或いは開示され、使用されるリスクの証拠；
- (4) その営業秘密が侵害されたことを合理的に表明するために、権利者が提出した当該事件に関連する民事訴訟、刑事訴訟或いはその他の法定手続により形成された陳述、供述、鑑定意見、評価報告などの証拠；
- (5) 営業秘密が被疑権利侵害者に侵害されたことを明らかにするその他の証拠。

第22条【委託鑑定】

権利者、被疑権利侵害者は、法定資格を有する鑑定機構に委託し権利者の情報が公衆に知られているかどうか、被疑権利侵害者が使用する情報と権利者の情報が実質的に同じであるかどうかなどの専門的事項を鑑定することができる。

権利者、被疑権利侵害者は、専門的知識を持つ人に委託し、権利者の情報が公衆に知られているかどうかなどの専門的な事項について意見を提出することができる。

権利者、被疑権利侵害者は、上記の鑑定結果或いは専門的知識を持つ人の意見について、市場監督管理部門に意見を提出するとともに理由を説明し、市場監督管理部門は審査を進めて採否の決定を下すことができる。

第23条【コンピュータソフトウェアプログラムに関する証拠認定】

営業秘密侵害行為がコンピュータソフトウェアプログラムに関する場合、当該営業秘密のソフトウェア文書、対象プログラムと被疑権利侵害行為に係るソフトウェアが同じかどうか、或いは被疑権利侵害行為に係るコンピュータソフトウェアの対象プログラムに権利者が営業秘密を主張するコンピュータソフトウェア特有の内容があるかどうか、或いはソフトウェア結果(ソフトウェアインターフェース、運行パラメータ、データベース構造などを含む)が当該営業秘密と同一であるかどうかなどを判断し、両者が実質的に同一かどうかを認定する。

第24条【権利侵害者が証拠を提供できない或いは提供を拒む場合】

被疑権利侵害者及び利害関係者、証明者は、市場監督管理部門にありのまま関連証拠を提供しなければならない。

権利者が被疑権利侵害者の使用する情報と自身が主張する営業秘密とが実質的に同じであることを証明し、同時に被疑権利侵害者がその営業秘密を獲得する条件を証明し、一方、被疑権利侵害者がその使用する情報の合法的獲得或いは使用の証拠を提供できない或いは提供を拒む場合、市場監督管理部門は関連の証拠に基づき、被疑権利侵害者には権利侵害行為が存在することを認定する。

第 25 条【証拠保全】

権利者の申立かつ初歩的証明を経て、市場監督管理部門は法執行調査過程で押収した営業秘密侵害と認定される可能性のある証拠を差押、押収することができる。メールの送受信、チャット記録、記録媒体、侵害物品と設備、内部文書及び会議録などが含まれるが、これらに限られない。事件が司法機関に移送される場合、関連証拠と一緒に移送しなければならない。

営業秘密を侵害する行為がコンピュータ技術に関わる場合、関連するコンピュータサーバ、ホスト、ハードディスクなどの記憶装置を押収するとともに、適時にコピー、ミラーリング、ビデオ録画、スクリーンショット、データ復旧などの方法で証拠を固定しなければならない。

第 26 条【事件の中止】

営業秘密侵害事件の措置過程で、権利者が同時に人民法院に営業秘密侵害訴訟を提起した場合、市場監督管理部門は事件の措置を中止することができる。中止の原因が解消した後、事件の措置過程を再開或いは終了しなければならない。

第 27 条【司法移送】

営業秘密侵害行為に被疑犯罪がある場合、法により司法機関に移送して処理し、市場監督管理部門は事件の措置を中止しなければならない。中止の原因が解消した後、事件の措置過程を再開或いは終了しなければならない。

第 28 条【権利侵害停止命令の申立】

営業秘密侵害事件の措置過程において、被疑権利侵害者の違法な営業秘密の開示、使用、他人への使用を許可することにより、権利者に回復不能の損害を生じさせることになるため、権利者は申立とともに権利者が自らの意思で強制措置の結果に責任を負う保証文書を発行した場合、市場監督管理部門は、被疑権利侵害者に権利者の営業秘密を使用して生産された製品の販売を停止するように命じることができる。

第 29 条【行政調停】

営業秘密侵害を認定した場合、市場監督管理部門は行政処罰と同時に、権利侵害行為に対して賠償の調停を行うことができる。調停が成立しない場合、権利者或

いは保有者は人民法院に起訴することができる。

第五章 法律責任

第 30 条【法律責任規定】

本規定に違反した営業秘密侵害行為は、「不正競争防止法」第 21 条の規定に基づき処罰する。

第 31 条【情状が深刻】

以下に掲げる情状のいずれかに該当する場合、「不正競争防止法」第 21 条にいう情状が深刻と認定することができる：

- (1) 営業秘密侵害により権利者に生じた損失が 50 万円を超えた場合；
- (2) 営業秘密侵害により得た利益が 50 万円を超えた場合；
- (3) 権利者に破産が生じた場合；
- (4) 権利者の損失の賠償に応じない場合；
- (5) 電子的侵入方法により権利者事務システムのネットワーク及びコンピュータデータに重大な損壊を生じさせた場合；
- (6) 国家、社会に重大な経済的損失が生じ、或いは劣悪な社会的影響を与えた場合；
- (7) その他の情状の深刻な行為。

第 32 条【権利侵害停止命令と営業秘密侵害物品の処理】

「不正競争法」第 21 条の規定に基づき、権利侵害者に違法行為の停止を命じる場合、違法行為停止命令期間は当該営業秘密が公知となる時まで継続することができる。法により権利者の当該営業秘密による競争優位を保護する状況の場合、権利侵害者に特定の期間或いは範囲内で当該営業秘密の使用の停止を命じることができる。

権利侵害者が営業秘密の使用行為を停止することで国家の利益、社会公共の利益に重大な損害が生じる場合、使用停止を命じないこともできる。但し、権利者に使用期間の相応の合理的な費用を支払うように要求しなければならない。

営業秘密侵害物品については以下の処理をすることができる：

- (1) 権利侵害者に営業秘密の図面、ソフトウェア及び

その関連資料を権利者に返還するよう命じるとともに監督する;

(2) 権利侵害者が権利者の営業秘密により生産され、市場に流入すると営業秘密の公開が生じる製品を破壊することを監督する。但し、権利者が買収、販売などその他の処理方法に同意する場合を除く。

第 33 条【善意による権利侵害】

生産経営の目的のために使用するものが営業秘密権利者の許可を得ていない営業秘密であることを知らず、かつ当該営業秘密の合法的出所を立証証明できる場合、権利侵害者に上記の使用行為の停止を命じなければならない。但し、営業秘密の利用者が合理的対価の支払いを立証できる場合を除く。

前項でいう知らないとは、実際に知らずかつ知るべきではないことを指す。前項でいう合法的出所とは、許諾契約などの正常なビジネス方式を通じて営業秘密を取得することを指す。合法的な出所については、使用者或いは販売者は取引習慣に適合する関連証拠を提供しなければならない。

第 34 条【違法所得の算定】

「不正競争防止法」第 21 条でいう違法所得とは、権利侵害者が違法に商品を生産、販売或いはサービスの提供により得られたすべての収入から権利侵害者が直接経営活動に用いた適切な合理的支出を控除した額を指す。

市場監督管理部門は、営業秘密侵害者の会計帳簿、生産記録、販売記録、譲渡合意などの資料を総合的に参照し、違法所得額を算定することができる。

第 35 条【権利者に生じる損害額算定】

市場監督管理部門が営業秘密侵害行為により権利者に生じる損害を調査する場合、その侵害により被った実際の損害に基づき確定しなければならず、実際の損害の算定が難しい場合、権利侵害者が権利侵害により獲得した利益で確定する。算定において、「権利者が権利侵害により被った実際の損失」、「権利侵害者が権利侵害により獲得した利益」を算定する場合、以下の算定方法を参照することができる:

(1) 権利者の製品が権利侵害により減少した販売総

数に製品ごとの合理的な利益を乗じた額;

(2) 権利者の減少した販売総数の確定が難しい場合、侵害品の市場での販売総数に製品ごとの合理的な利益を乗じた額;

(3) 通常の場合で権利者が得られる予定利潤から侵害後に同一情報を使用した製品の利益の差を引いた額;

(4) 営業秘密を他人に使用許諾した支払い額;

(5) 営業秘密の研究開発コスト、実施収益、可能利益、競争優位維持可能期間などの要素に基づき営業秘密の価値を確定するとともに、当該価値の一定比率で「権利者が権利侵害により被った実際の損失」或いは「権利侵害者が権利侵害により獲得した利益」を確定する。

第 36 条【国家機関及びその従業員による未授権の開示禁止】

市場監督管理部門は行政処罰情報中の営業秘密の具体的内容を公開してはならない。

その他の国家機関及びその公務員は、その公務の履行過程において知り得た営業秘密に秘密保持義務を負い、その職責の範囲を超えて、開示、使用或いは他人に権利者の営業秘密を使用することを許可してはならない。

第六章 付則

第 37 条【営業秘密保護の例外】

本規定でいうビジネス情報のうち、国家秘密範囲に属するものは、「中華人民共和国保守国家秘密法」の規定により保護する。

法律、法規に違反し、国家利益、社会公共利益を損ない、誠実誠実の原則に反する営業秘密は、本規定の保護範囲に入らない。

第 38 条【特別規定】

国家市場監督管理総局及びその授権省クラス市場監督管理部門は、外国人による中国の営業秘密権利者の営業秘密を違法に獲得、開示、使用する行為に対して権利侵害調査を開始し、その権利侵害行為の停止を命じ、行為者の侵害品を差押さえる。

第 39 条【発効時期】

本規定は公布日から施行され、1998 年 12 月 3 日に

原国家工商行政管理局令第 86 号が改正された「国家 若干の規定」は同時に廃止される。
工商行政管理局の営業秘密侵害行為の禁止に関する

注: 上記翻訳は参考までの仮訳であり当方が責任を負うものではありません、原文でご確認をお願いします。